

令和元年度第2回

昭島市国民健康保険運営協議会議事録要旨

令和元年7月5日

保健福祉部保険年金課

令和元年度第2回昭島市国民健康保険運営協議会

令和元年7月5日（金）午後1時30分開会

昭島市役所 401会議室

1. 開 会

2. 議 題

① 昭島市国民健康保険運営協議会会長及び副会長の選出

② 諮問「保険税改定と子どもの均等割軽減の継続について」

3. 協議事項

昭島市健康づくり推進協議会委員の推薦について

4. 報告事項

国民健康保険の状況について

平成30年度決算の概要について

5. その他

出席委員（9名）

委 員	下 田 初 穂 君	委 員	久 保 昇 君
委 員	石 原 正 昭 君	委 員	山 川 博 生 君
委 員	五 藤 英 恵 君	委 員	山 本 莊太郎 君
委 員	岸 野 康 夫 君	委 員	島 津 智 子 君
委 員	鈴 木 克 仁 君		

欠席委員（1名）

委 員	熱 田 喜 信 君
-----	-----------

説明者

保 健 福 祉 部 長 佐 藤 一 夫、 保 険 年 金 課 長 岡 本 由 紀 子、
保 険 年 金 課 保 険 係 長 菅 野 達 也、 保 険 年 金 課 主 事 原 島 彰 憲

1 開 会

◎委嘱状伝達

◎市長挨拶

2 議 題

① 昭島市国民健康保険運営協議会会長及び副会長の選出【参考資料1】

・会長に下田初穂委員、副会長に石原正昭委員を選出。

○ 会議録署名委員の指名

・保険医、及び、保険薬剤師代表委員 山川さん、被保険者等代表委員 岸野さんを指名。

② 諮問「保険税改定と子どもの均等割軽減の継続について」

・昭島市国民健康保険運営協議会規則第2条第1項の規定に基づき、諮問。

<諮問第21号>

1、昭島市国民健康保険税税率の改定について

2、18歳未満の第2子及び第3子以降の子どもの均等割軽減の継続実施について

3 協 議 事 項

○ 昭島市健康づくり推進協議会委員の推薦について【参考資料2】

・昭島市健康づくり推進協議会の委員に下田会長を推薦。

4 報 告

○ 国民健康保険の状況について【カラー資料1】

<医療保険制度加入者状況>

・日本の場合には「国民皆保険制度」により、0歳から74歳までの間、いずれかの公的な医療保険に加入し、75歳を迎えると同時に、全て後期高齢者医療制度に移行される流れになっている。主な医療保険の種類は下記のとおり。

- ・「国民健康保険」
 - ①「市町村国保」…市町村等で運営されている国民健康保険。
 - ②「国保組合」…職業別に作られた組合毎に運営されている団体保険。

- ・「健康保険」（別名：「被用者保険」）…企業等に勤務されている方の健康保険。
 - ①「協会けんぽ」…元々は企業が集まって、国の政府管掌保険として集まって運営していた部分。現在は都道府県を単位として「協会けんぽ」という名前で運営。
 - ②「健康保険組合」…企業にお勤めの方、各企業あるいは企業のそれぞれの組合で運営をされているような健康保険。
 - ③「日雇い保険」…日雇い労働者のための健康保険。
- ・「船員保険」…船員のための健康保険。
- ・「共済組合」…公務員の共済保険。国家公務員、地方公務員、あるいは、私立の学校関係の方の共済等を含む。

< 公的医療保険の仕組み >

- ・医療保険の加入者が、保険料、あるいは、保険税を保険者に納めることにより、実際にかかる医療費の3割の負担で医療サービスを受けられるという流れになる。

< 国民健康保険制度の財政運営 >

- ・国民健康保険の場合には、加入者より納付された保険料、または、保険税と、国と都道府県、市区町村で負担している「公費」とで約半々の費用負担となる。
- ・高齢社会化に伴い、平成21年度頃より「前期高齢者の調整制度」を導入。医療費負担の大きい高齢者の加入割合によって、全ての医療保険を通して費用を調整する制度が開始された。
- ・国民健康保険の開始当時は、医療給付費分のみの賦課であった。現在では、介護保険と、後期高齢者の医療制度に拠出する分の資金も保険税、あるいは、保険料として集め、各々介護保険と後期高齢者医療制度に拠出する流れになった。

<国保制度・昭島市国保の推移> 【カラー資料2】

- ・日本の医療保険制度は、被用者保険が先にスタートし、昭和13年頃から国民健康保険が開始された。
- ・昭島市では、昭和29年昭島市市政開始の年に市の国民健康保険運営を開始。
- ・平成12年介護保険制度が発足。以後、国民健康保険のこれまでの医療分の保険料、保険税と一緒に介護保険の納付金の部分も保険税として賦課される形に変更。
- ・平成20年より、75歳以上の方の後期高齢者医療制度が開始。後期高齢者の医療制度に拠出する「支援金分」の賦課事務が開始。
⇒現在の「医療給付費分」、「後期高齢者支援金分」、「介護納付金分」の3種類、3本立てで保険税を賦課し、各制度に納付する事務が始まる。
- ・平成26年より、昭島市ではそれまでの固定資産税部分も保険税の算定の基礎として計算する3方式から、「均等割」と「所得割」から成る2方式に変更。
- ・平成30年度より、国民健康保険「広域化」により、国保の運営を東京都と市町村が共同保険者となって運営する方式が開始。財政運営が都道府県主体となった。

<市町村国民健康保険の保険料と保険税について>

- ・国民健康保険は制度開始直後から、赤字体質であったことから、昭和26年頃より、「保険料」ではなく、「税」の形で費用を徴収できるよう国の制度が決定した。以後、現在に至るまで「税」か「料」の選択方式が続いている。
- ・昭島市の場合は、昭和29年市政開始時点から「保険税」として運営。
- ・国民健康保険全体では、29年度時点で「保険税」を採用しているところが86.4%、「保険料」で運営しているところが約13.6%。8割以上が「税」を選択している。
- ・東京都内の状況では、23区特別区と、市町村では立川市と西東京市は「保険料」、その他は全て「保険税」での運営となっている。

<昭島市国保の財政運営> 【カラー資料3】

- ・国が国民健康保険の本来の財政運営の姿として提示しているのは、保険税、あるいは、料、公費に加え、前期高齢者納付金を充てる形。

- ・実際には、この運用方法では歳入と歳出の財政運営の収支が合わないのが現状。
 - ・昭島市の場合は、31年度現在、一般会計からの補填分（図黄色部分）を繰り入れて財政運営を行い、収支を合わせている状況にある。
 - ・昭島市の保険税のバランス内訳としては、「医療分」が一番多く、次いで「後期高齢者支援分」、「介護納付金分」という順序での財政運営となっている。
-

＜昭島市国保加入者の推移＞【カラー資料4】

- ・平成20～30年度までの約10年間に渡る加入者の状況。
- ・平成20～23年度の4年分については、全体数での表示。24年度からは集計方法に変更があり、年度末に各年齢層の方の割合を表示する形式となった。

＜国保加入者の異動（増減）事由＞

- ・平成20～30年度までの各年度に、国民健康保険加入者の異動内容を集計し、6種類の項目に分類。異動内容の項目は下記のとおり。
- ・「転入」「転出」…昭島の市内に転入する方、あるいは市外に転出される方の内容。
- ・「社保離脱」「社保加入」…国保以外の保険に移る方、あるいは、他の保険から国保に加入される方の分類。
- ・「生保廃止」「生保開始」…生活保護から国民健康保険に移られる方、また、国保から生活保護に移られる方の分類。
- ・「出生」「死亡」…誕生により国保資格を取得した場合と、加入中に死亡された方。
- ・「後期離脱」「後期加入」…65歳以上で一定の障害のある方で後期高齢者医療保険から国保を選択された方、また、75歳到達により後期高齢に異動された方の項目。
- ・「その他」…上記5項目以外による異動。主に、市内から転出の手続きをせずに引越しをされた場合、現地調査等により職権により籍を外す「職権消除」が含まれる。特に、近年では来日された方が手続きを取らずに帰国するケースが増加している。
- ・平成20年は「後期高齢者医療制度」の開始により、75歳以上の加入者が一度に後期高齢

に異動したため「後期加入」の数字が急増した。

- ・平成22～24年頃、リーマンショックの影響により景気が悪化し、退職や解雇等で社会保険から国保に移行される方が急増。平成23年には、約1,000人を超える「社保離脱」となった。
- ・近年では、国民健康保険から別の健康保険に移る方が増加している。それまで平成20年以降、「社保加入」よりも「社保離脱」が多い傾向にあったがこの3年間については逆転の傾向にある。

○ 平成30年度決算の概要について【カラー資料5】

<30年度の国民健康保険の特別会計>

(平成30年度の決算は、市の会計年度が締まる5月末段階での概算、概要となる。)

- ・歳入全体：約122億600万円、歳出全体：119億3,800万円
- ・歳入歳出の差し引き残額、約3億2,800万円の歳入超過。
- ・保険税の収入については、全体の収納率83.8%、現年度分で94.1%、過去の滞納繰越分30%の過去最高の収納率となった。
- ・繰入金について、一般会計からの繰入金には、各国保を運営している保険者が負担しなければいけないとされる「法定分」と、「その他一般会計繰入金」（補填分）がある。「その他一般会計繰入金」（補填分）について、約5億9,900万円で予算内で収まる結果となった。
- ・歳出については、保険給付費（約78億円）は、予算より医療費が少なく済んだため、今後国からの交付金についても返還予定。
- ・「事業費納付金」（約32億6,800万円）とは、昭島市として東京都にこの事業費納付金を納付することで、東京都でまとめて必要な部分を各区市町村に再配分し、国保を安定的に運営していくための費用のこと。平成30年度からの制度改正により開始。
- ・現在昭島市の国民健康保険運用資金は、約5億5,700万円。この内、平成31年度の当初予算において1億2,000万円を取り崩す予定であり、31年度末は約4億3,800万円となる見込み。

<質疑応答>

(A委員)

過去の滞納分収納率30%ということで、それは何年分の滞納に当たるのか。

(事務局)

基本的には過去5年間の滞納分となる。そのうちの未納分の30%を今回徴収した形となっている。特別なケース以外、基本的には5年間徴収できないと欠損になる。

(C委員)

今の関連で、過去最高の収納率という報告について、今後も収納率は同水準を見込めるのか。それとも、今回に限り特別な事情等があったのか。

(事務局)

- ・経済状況が好転した影響に加え、各所管課で収納率を上げるための努力を実施。
- ・税金の納付方法の選択肢が増え、利便性が高くなった。従来は、金融機関窓口での納入のみの受付であったが、現在は、口座振替や、コンビニ店頭での支払いも可能となっている。さらに、インターネット上でクレジットカードを利用して納める方法も始まり、24時間納入が可能になったことで利用者が増加している。
- ・資産等があるにも拘らず、督促しても滞納を繰り返している場合に、資産の差し押さえ等を強化する取り組みを実施している。

5 そ の 他

<今後の運営協議会の日程について>

- ・第3回目を9月27、または30日に、第4回目を10月7日の週に、第5回目を10月21日の週に開催予定。

<市議会本会議のインターネットでの視聴方法について>

- ・昭島市ホームページ⇒「市議会」（画面右上部）
⇒「みなさんと市議会」⇒下方、「インターネット映像配信」
⇒「インターネット映像配信」⇒「昭島市議会 議会中継」
* 「ライブ中継」より、本会議を視聴できる他、「会議名から選ぶ」より、過去の
本会議の内容を検索可能。